

本公募に係り、質問書の受付期間中（令和８年９月１１日～令和８年９月３０日）に受け付けた質問については、下記のとおり市の考え方を回答します。

京都市建設局土木管理部土木管理課

記

○ 質問に対する回答

番号	質 問	回 答
1	入札占用指針兼募集要項 P14 7-13. 2. 資格確認に関する添付資料 資産残高証明書は、決算書等の写しなど、経営状況が判るものでもよろしいでしょうか	代用は認められません。決算書類とは別に、事業遂行に係る資金力及び資金調達能力を確認するため、入札占用指針兼募集要項（P. 15）に記載のとおり「預金残高証明書」又は「融資意向書等」を提出してください。
2	入札占用指針兼募集要項 P12 7-8. 選定委員の名簿をお示し下さい	選定委員の名簿につきましては、別紙として添付しております「第１回委員会開催に係る報道発表資料」をご確認ください。
3	入札占用指針兼募集要項 P3 6. 占用料及び賃借料は消費税等の課税対象でしょうか	法令の規定により、本事業における道路占用料及び土地賃借料については、消費税等の非課税取引となります。 消費税法 （非課税） 第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。 別表第二（第六条、第十二条の二、第十二条の三、第三十条、第三十五条の二関係） 一 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）
4	様式 7 入札書 占用料及び賃借料が消費税等の課税対象の場合、入札額は消費税等を含まない金額を記入すればよろしいでしょうか	質問 3 及び回答 3 をご確認ください。
5	入札占用指針兼募集要項 P7 7-3. 安全性・利便性の観点から既設のメッシュフェンスを一部撤去することは問題ないでしょうか	入札占用指針兼募集要項に記載のとおり、原則として既存の出入口の位置や車両動線を維持していただきますが、安全性や利便性等の留意点を満たすためのレイアウト変更は可能としております。そのため、安全性に十分配慮した

番号	質 問	回 答
		うえで、既設のメッシュフェンスの一部撤去を提案することは可能です。撤去を想定される場合は、その箇所や安全対策等の詳細を事業計画書に明記してご提案ください。 ご提案いただいた内容につきましては、所轄警察署長（交通管理者）との協議を行うとともに、本市（道路管理者）においても事前確認や審査を行わせていただきます。 なお、事業終了時等においては、原則として事業者の負担により現状に回復（撤去したフェンスの復旧等）していただく必要があります。
	以下空白	以下空白

<報道発表資料>

令和 8 年 8 月 1 8 日

京都市建設局土木管理部土木管理課

第 1 回第二京阪道路（鴨川西出入口～上鳥羽口駅付近）

高架下等駐車場整備・運営事業者選定委員会の開催（非公開）

第二京阪道路（鴨川西出入口～上鳥羽口駅付近）高架下等駐車場（以下「高架下等駐車場」という。）については令和 8 年度末をもって事業者との契約が満了します。

この度、令和 9 年度以降の駐車場の整備・運営を行う事業者を選定するに当たり、「第 1 回第二京阪道路（鴨川西出入口～上鳥羽口駅付近）高架下等駐車場整備・運営事業者選定委員会」を開催します。

- 日時 令和 8 年 8 月 2 5 日(火) 午後 3 時～ 4 時
- 場所 京都市役所分庁舎 4 階第 6 会議室
〒 6 0 4 - 8 5 7 1
京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地
- 議題 高架下等駐車場の整備・運営事業者の公募にかかる、入札占用指針兼募集要項及び審査基準について
- 委員
 - ・ 青木 眞美（同志社大学名誉教授）
 - ・ 宇野 伸宏（京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻教授）
 - ・ 南部 啓子（税理士）

● 傍聴及び取材の取扱い

本委員会では、事業者の提案内容等の法人等事業活動情報を取り扱うことから、京都市情報公開条例第 7 条第 3 号に規定する非公開情報に該当するため、会議を非公開とします。

<お問合せ先>

京都市建設局土木管理部土木管理課

電話：0 7 5 - 2 2 2 - 3 5 6 8

(参考) 第二京阪道路(鴨川西出入口～上鳥羽口駅付近)の位置図

